

平成26年度 学校いじめ防止基本方針

北九州市立貴船小学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な経験を生じさせる恐れがあるものである。本校でもいじめの未然防止に向け、教育委員会との指導を受けながら解決を図ってきた。

今後も、児童の尊厳とかけがえのない命を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むべく、いじめ防止対策推進法第13条の規定及び「北九州市いじめ防止対策基本方針」に基づき、「貴船小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

(定義)

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめに対する基本姿勢 「いじめ問題を見過ごさないために（北九州市教育委員会）」より

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、上記の3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組みを図る。また、市や関係機関等と連携し、いじめの「防止」「早期発見」「適切な措置」を講ずるものとする。

(1) 自校の課題

- ・コミュニケーション能力が低く、人間関係トラブルが多発している。
- ・規範意識が低く、遊び方のルール等が守れないことが多い。
- ・学年単学級編成で、人間関係の構図が確定している。

(2) 学校としてなすべきこと

① いじめに対する正しい認識を共通理解する

- ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという強い認識をもつ。
- ・ 児童に対して、いじめられている人を助けることは、いじめている人を助けることにもつながるという認識をもたせる。
- ・ 教師一人一人がいじめ問題の重要性を正しく認識し、児童のわずかなサインもキャッチできるよう、観察眼を磨き、定期的にアンケートの実施及び面談（なんでも相談週間）を行うとともに、日頃から教職員間、保護者との連携を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・ 教職員用の指導書「いじめ問題を見過ごさないために」「人権ハンドブック」等をもとにした校内研修会を実施する。そのことで、いじめにたいする感度、人権感覚を磨くとともに、正しい認識を共通理解し、組織的な体制を整える。

② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通した生徒指導の展開を図る

- ・ 全ての教職員が、いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるという危機意識を強くもつ。
- ・ 学期に1回以上のいじめに特化したアンケートを実施するとともに、アンケート結果にもとづいた教育相談（なんでも相談週間）を展開し、いじめの早期発見、早期解決を図る。
- ・ 「いじめ問題を見過ごさないために」を活用し、具体的、日常的に児童の様子等をチェック・点検する。
- ・ いじめの対応等にあたっては、いじめ対策委員会で共通理解し、組織的に対応する。

③ 家庭・地域・関係機関との連携を深める

- ・ 家庭とは、常に連携し、保護者が学校に相談しやすい関係づくりを構築する。
- ・ 地域住民等からの情報収集が行いやすいよう、管理職を中心にアンテナを高くするとともに、全職員ができるだけ地域行事等に参加し、コミュニケーションを構築しておく。
- ・ 必要に応じ、児童相談所・警察等の関係機関・相談機関との連携を図る。特に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携し対応する。

④ 「いじめ撲滅強化月間」での効果的な取組強化を図る

- ・ 児童会活動として日常的にいじめ防止に関する取組を行う。その過程、成果を「北九州いじめ防止サミット」で発信するとともに、9月の「いじめ撲滅強化月間」において、さらに強化した自主的・自発的活動として仕組んでいく。
- ・ 校内の「いじめ対策委員会」、児童会活動等を連動させた取組を行い、家庭、地域への過程と成果を発信する。
- ・ 本市の「いじめ撲滅スローガン」「北九州市いじめ撲滅宣言」等を児童に周知し、校内における取組高揚に努める。
- ・

(3) 教師としてなすべきこと

① いじめを見抜く感性を磨く

いじめは教師の目の届きにくい所で起こる。「いじめ問題を見過ごさないために」「人権ハンドブック」等のチェック表において、常に振り返りを行い、教師としての「感性」を意図的に磨くこととする。

② 不安や悩みを共有する姿勢をもつ

児童の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、問題の解決に向けて粘り強く対応する。

③ 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努める

一時間一時間を大切にすることで、教師と児童の信頼関係に基づいた授業実践を行い、児童の「自信」と「やる気」を引き出す。

④ 心の居場所づくりに努める

児童一人一人が自己存在感を覚えられるように、教師と児童、児童相互の温かい人間関係を基盤とした安心のできる居場所づくりを行う。

⑤ 一人一人の心の理解に努める

一日最低一回は、学級の全児童と会話をするとともに、個別に日記や振り返りカード等を活用して、児童と心の交流を図る。また、給食時間、清掃時間、休み時間等の共同活動を重視し、一体感、共有感を培う。

⑥ いじめは絶対に許さないという学級風土をつくる

道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。

⑦ 子どもの姿を見つめる

アンテナの感度を高め、いじめが起こっていないか、困っている児童がいないかなど、

児童のちょっとした変化に気づけるようにする。そのためにも、日頃の児童の様子、集団の様子を入念に観察する。

⑧ 互いに個性を認め合う学級経営に努める

児童の不得意な面、身体的特徴等がいじめのきっかけにならないよう、児童同士が一人一人の違いを個性として認め合う学級経営に努める。

⑨ いじめを受けた児童を最後まで守る

いじめを受けた児童の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

⑩ 教師間で連携・協力して問題の解決に当たる

担任は、問題を抱え込むことなく、近接学年や管理職等に相談しやすい体制づくりを日頃から行う。

⑪ 児童や保護者からの声に誠実に応える

日頃から、いじめられている子やその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にもなりうることを踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止策に全職員で取り組むこととする。
- ・ 児童同士、児童と教職員の信頼関係を築く。
- ・ 学習規律を重視し、一時間一時間の授業、行事等の積み重ねが重要である。
- ・ 児童が互いに認め合える学校風土を児童自らが作り出せるようする。
- ・ 未然防止の取組が成果を挙げているかどうかの評価・点検を隨時行う。その指標となるのが児童の言動、表情、欠席遅刻日数、保護者からの情報等である。その観点でPDCAサイクルに基づく取組を継続させる。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、行内研修や職員会議で周知するとともに、日頃より教職員全体の共通理解を図る。
- ・ 児童に対して、全校集会や学級活動等で校長や教職員が、日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体で醸成する。
- ・ どのようなことがいじめにあたるのかを具体的に挙げ、目に付く場所に掲示するなどし、児童に認識させる。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ 道徳教育や人権教育を充実させるとともに、読書活動・体験活動を推進し、児童の社会性を育む。
- ・ 社会体験・生活体験などの活動を通し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・ 自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力を養う。
- ・ 児童が円滑な他社とのコミュニケーションがとれる能力を育む。

③ いじめを生まないための指導上の注意

- ・ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを心がける。
- ・ 学級や、異学年間における人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団作りに取り組む。
- ・ 教職員の不適切な言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう細心の注意を払い指導を行う。
- ・ 教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。
- ・ 発達障害等について、適切に理解した上で指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・ 教育活動全体を通して、児童が自ら活躍でき、他者の役に立っていることが実感できる機会をすべての児童に提供できるよう努める。
- ・ 校外等での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められていると言う思いが得られるように工夫する。
- ・ 困難な状況を自ら乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感と精神力を高める。
- ・ 自己有用感や自己肯定感は、発達段階に応じて身に付くことを踏まえ、小中一貫・連携教育や小・中・大の連携を充実させ、幅広く、多様な目で児童を見守る。

⑤ 児童生徒自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

- ・ 児童会を中心に、児童自身がいじめ防止を訴える取組を行う。

(いじめ防止のための啓発ポスター作成・いじめ撲滅宣言の採択・クローバーキャンペーンの取組等)

- ・ 教職員が、すべての児童が活動の意義を理解し、主体的に参加できる体制になっているかをチェックしながら適宜アドバイスしていく。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ・ いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われるということを共通理解する。
- ・ 些細な兆候を見逃さず、「いじめではないか」との疑いをもち、隠したり軽視したりすることなく、複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・ グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より児童生徒の動きを細かく観察する。

(2) いじめ早期発見のための取組

① アンケート

- ・ 学期に1回は、無記名によるいじめに特化したアンケートを実施し、実態を把握する。
- ・ 保護者向けのアンケートを実施し、家庭で子どもからの訴えがないか確認する。
- ・ 9月の全市一斉いじめアンケートを活用し、学校全体の状況を把握する。

② 教育相談体制

- ・ 学期に1回以上、「なんでも相談週間」として年間行事に位置付けた教育相談の機会を設ける。
- ・ 教師と児童の日常のコミュニケーションを大切にし、児童が教師にいじめを訴えやすい雰囲気づくりを行う。
- ・ 家庭訪問等を通して、教師と保護者の望ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- ・ 児童がだれにでも相談しやすい体制づくりを行う。
- ・ 気になる児童の情報を全教職員で共有しておく。

③ その他

- ・ 休み時間や放課後等さまざまな場面において教職員が児童を見守り、人間関係等を把握する体制を作る。
- ・ 日記、振り返りカード、相談ポスト等を設置し、児童の悩み等を把握する。
- ・ 相談電話について周知する。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ・ 発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・ 被害児童を守り通すという絶対的スタンスをとるとともに、加害児童には毅然とした対応をとる
- ・ 全教職員で共通理解のもと、保護者の協力を得て関係機関と連携し対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で止める。
- ・ 児童の保護者から「いじめではないいか」との相談や訴えがあった場合には、最後まで傾聴する。その際、被害者側児童の安全確保を最優先する。
- ・ 発見・通報を受けた職員は、すぐに管理職に報告し、校内のいじめ対策委員会で情報共有し組織的に対応する。
- ・ 事実関係を確認する。(関係児童からの聞き取り)
- ・ 指導第二課へ報告(校長が事実関係を報告)
- ・ 重大な暴力行為、金品強要などがあれば、警察署に相談又は通報する。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への対応

- ・ いじめられた児童から事実関係の聞き取りを行う。
- ・ いじめられている児童本人及び保護者には、「最後まで守り抜く」「秘密を守る」ことをはっきりと伝える。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分配慮する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめた児童から事実関係の聞き取りを行う。
- ・ いじめがあったことが確認できたら、組織的に対応する。謝罪をさせ、二度としないことを約束させる。
- ・ 聞き取りした内容を速やかに保護者に連絡し、事実に関して保護者の理解を得る。
- ・ 保護者と連携して対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的に助言を行う。
- ・ 児童にはいじめは絶対に許されないことを理解させる。
- ・ いじめた児童が抱える問題にも目を向け、継続的な指導・支援を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 観衆や傍観者の児童に対しても、自分の問題として捉えるよう指導する。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気もつように伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育む。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時には、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知する。
- ・ 情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

1学期		2学期		3学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4月3日	職員会議① (児童生徒理解)	9月1日 ～30日	いじめ撲滅強化月間	1月15日	いじめに関するアンケート③
4月4日	職員会議② (生徒指導体制)	9月11日	全市一斉いじめに特化したアンケート②	1月20日 ～23日	何でも相談週間
4月26日	学級活動 (いじめ防止、仲間づくりに関する取組)	9月18日 9月16日 ～19日	いじめ0集会② 何でも相談週間	2月5日	校内研修会③ (人権教育ハンドブックを活用した研修)
5月13日	いじめに関するアンケート①	9月20日	なかよしたてわり集会 (土曜日授業)	3月5日	校内研修会④ (児童の情報共有会)
5月20日 ～24日	何でも相談週間 (いじめに関するアンケートを基に)	10月2日	学級活動・道徳の時間 (いじめについての授業参観実施)		
6月4日	校内研修① (アンケート結果をもとにした重点取組の確認)	11月6日	校内研修② (児童の情報共有等 いじめ問題を見過ごさないためにを活用して)		
7月15日 ～16日	保護者懇談会① (アンケート、教育相談結果を基にした連絡)	12月22日 ～23日	保護者懇談会② (いじめ等に係る情報連絡)		
7月18日	いじめ0集会① (児童会の取組)				
8月6日	小中一貫・連携教育における取組 (三校合同研修会において情報及び取組共有)				

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

① 校内いじめ問題対策委員会活動方針

- ・ 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
- ・ 重大事態となる恐れのあるいじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴き取り、指導・支援体制、対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

② 校内いじめ問題対策委員会組織

《教職員関係者》

役職	氏名	役職	氏名
校長	末武 正好	児童支援加配	徳丸 修介
教頭	隼田 靖宏	フレンドリー指導	川崎 隼人
教務主任	有本 佳功		
生徒指導主任	徳丸 修介		
養護助教諭	佐伯 郁子		

《外部関係者等》

役職	氏名	役職	氏名
スクールカウンセラー	長崎 聰美		
SSW	菅井 貴太郎		

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画

※PDCAサイクルに基づいた取組を計画する

1学期		2学期		3学期	
期日	活動内容	期日	活動内容	期日	活動内容
4月3日	組織発足・顔合わせ 委員会活動方針確認 いじめ防止基本方針の確認	9月1日	夏季休業日中の情報共有	12月25日	取組評価アンケート実施② 2学期の状況確認・情報共有 いじめアンケート及び面談結果について 冬期休業日中の連絡体制の確認
7月10日	取組評価アンケート実施① 1学期の状況確認 情報共有 夏季休業日中の連絡体制確認 1学期の委員会活動の点検・評価及びいじめ防止基本方針の検討 2学期の活動方針検討				2月5日 取組評価アンケート③ 年間活動の評価 次年度のいじめ防止基本方針及び委員会活動方針の検討、確定 3学期の活動方針検討

※ 定例会は月に1回行う。

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 被害児童の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 児童や保護者が、教師には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す児童の処遇や、家庭環境に配慮を要する児童の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後にまかせっきりになったりしないようとする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教師に対して不信感を生まないよう十分配慮する。

③ 関係機関・相談機関一覧表

関係機関		相談機関	
機関名	連絡先	機関名	連絡先
教育委員会指導部 指導第二課	5 8 2 - 2 3 6 7	24時間子ども 相談ホットライン	8 8 1 - 4 1 5 2
特別支援教育相談センター	9 2 1 - 2 2 3 0	ハートケア北九州 (北九州少年サポートセンター)	8 8 1 - 7 8 3 0 (月～金 9時～ 17時45分)
子ども総合センター	8 8 1 - 4 5 5 6	子ども人権110番 (法務局・地方法務局)	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0 (月～金 8時3 0分～17時15 分)
精神保健福祉センター	5 2 2 - 8 7 2 9	いのちの電話 チャイルドライン	6 7 1 - 4 3 4 3 (24時間) 0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7 (月～土 16時 ～21時)

7 重大事態への対処

(1) いじめの疑いに関する情報

- 校内いじめ問題対策委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会へ報告

(2) 重大事態の発生

○ 教育委員会に重大事態の発生を報告（※教育委員会から市長等に報告）

- ・ 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ・ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連續して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ・ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと言う申立てがあったとき」

(3) 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

① 学校を調査主体とした場合

※ 教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

ア 校内いじめ問題対策委員会を活用

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないスクールカウンセラー等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性や中立性を確保する。
- ※ いじめ防止対策推進法第22条に基づく「校内いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

イ 校内いじめ問題対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ 客観的な事実関係を速やかに調査し、いじめ行為の事実関係を可能な限り明らかにする。
- ※ 学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合う。
- ※ これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で経過報告を行いながら情報を適切に提供する。
- ※ 関係者の個人情報に十分な配慮をする一方、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠らないようとする。
- ※ アンケート結果をいじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明する。

エ 調査結果を教育委員会に報告（※ 教育委員会から市長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

オ 調査結果を踏まえた必要な措置

② 教育委員会が調査主体となる場合

ア 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力